

令和 6 年 8 月 20 日

市民文教委員会

創造都市・文化振興課

浜松市なゆた・浜北のなゆたホールの予約停止と周知について

1 概要

建築基準法施行令が改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）され、特定天井の脱落防止に関する技術基準が定められたことにより、令和 7 年 12 月から令和 8 年 7 月までの 8 か月間、なゆたホールの利用を停止して、天井の改修工事を行う。

当該ホールの利用については、利用希望日の存する 1 年前の月の初日から予約が可能であることから、早期に利用者に予約の停止を周知することで、利用停止中における利用者の円滑な代替施設の確保を図るものである。

2 工事内容

名 称：浜松市なゆた・浜北 なゆたホール吊り天井落下防止対策工事

工 期：令和 7 年 12 月から令和 8 年 7 月まで

利用停止施設：なゆたホール

利用停止期間：令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

3 ホールの予約停止

利用停止期間に係る予約停止開始日：令和 6 年 12 月 1 日（日）

4 周知の方法

- ・広報はままつ 11 月号に掲載
- ・浜松市スポーツ・文化施設予約システム（まつぼっくり）の「お知らせ」欄に掲載
- ・浜松市及び施設ホームページに掲載
- ・施設内に掲示

※なゆたホール施設概要

所在地：浜松市浜名区貴布祢 3000 番地

建築年：平成 13 年 7 月

主な施設：ホール（収容 406 人）